

福島県教育委員会令和3年9月定例会会議抄録

1	開 催 日 時	令和3年9月15日（水）午後1時30分から
2	開 催 場 所	教育委員室（県庁西庁舎3階）
3	出 席 者	鈴木淳一教育長、1番 浅川なおみ委員、2番 成澤勝蔵委員、3番 吉津健三委員（オンライン出席）、4番 正木好男委員（オンライン出席）、5番 大村雅恵委員
4	議 事 内 容 及 び 経 過	
(1)	開 会	午後1時30分、教育長から9月定例会の開会が告げられた。
(2)	会議録署名委員の指名	教育長から、成澤委員と吉津委員が会議録署名委員として指名された。
(3)	会 期 の 決 定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4)	記 録 係 の 指 名	教育長から、佐藤副主査が記録係に指名された。
(5)	政策監提出理由説明	教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。  （説明概要） 議案第1号については、令和4年度福島県立中学校入学者選抜の基本方針を定めるもの。 議案第2号については、令和4年度福島県立高等学校入学者選抜の基本方針を定めるもの。 議案第3号については、令和4年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針を定めるもの。  議案第4号については、令和3年度9月補正予算案（教育委員会関係部分）について諮るもの。

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>議案第5号及び議案第6号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。</p> <p>議案第7号については、令和3年度教育・文化関係表彰の被表彰者を決定するもの。</p> <p>議案第8号については、教育職員免許法の規定に基づき教育職員免許状の取上げを行うもの。</p> <p>議案第9号については、令和4年度福島県公立学校実習助手採用予定者数及び令和4年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用予定者数について諮るもの。</p> <p>報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第4号から議案第9号及び報告第1号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議</p> <p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p> <p>議案第3号</p>	<p>令和4年度福島県立中学校入学者選抜について（議案第1号）、令和4年度福島県立高等学校入学者選抜について（議案第2号）及び令和4年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜について（議案第3号）義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>成澤委員：3点お聞きするが、県立中学校における入学者選抜においては、県立高校などの入学者選抜のように、新型コロナウイルス感染症に配慮した別の試験日を設定しないのか。</p> <p>義務教育課長：感染の疑いなどにより受験できない場合も、市町村公立学校に入学することが可能であるため、あえて別な試験日は設けないこととしている。</p>

成澤委員：中高一貫教育を受けることができる県立中学校に、どうしても入学したいという生徒もいると考えられることから、日程の都合などもあると思うが、今回は検討いただきたいと思う。2点目であるが、今年度は中体連などが行われたため、高校入試において大会実績も考慮するとのことであるが、生徒の中には新型コロナウイルスに感染した者や、濃厚接触者と特定され大会に出ることができない者がいたと思うが、その場合でも大会実績を考慮するのか。そういった方は大会実績がないと思うが、どのように判断するのか。3点目は特色選抜や一般選抜の合格発表についてであるが、昨年度は受験者に合格したことを伝えるが、所属校には伝えていないと聞いていた。今年度は所属校に伝えるのか。

高校教育課長：大会実績を考慮することについては、現在の中学2年生は昨年、新人戦に参加しており、今年春も中体連などに参加している。その際、新型コロナウイルスに感染したため出場できなかった者については、その実績を判断することができないため、所属校において実績には入れないようにしている。所属校への合格の通知については、試験終了後に各学校に關係書類を送付することとなるため、その際に通知も同封することとしている。

成澤委員：もし受験生が新人戦や中体連に参加できなかった場合、何らかの配慮は行わないのか。

高校教育課長：調査書には大会に出場できなかったことを報告する欄は設けておらず、我々としても關係書類から総合的に判断し、合否を決定することとなるため、大会に参加できなかった者を配慮することはできない。

正木委員：3点教えてほしい。コロナ禍における特色選抜について、保護者などに対する説明会等はどのように実施しているのか。2点目は、特色選抜の定員枠について、県教育委員会が定める範囲とは何か教えてほしい。3点目は、連携型中高一貫教育における入学者選抜の募集定員枠について、高等学校長があらかじめ県教育委員会と協議するとしているが、どのように協議するのか教えてほしい。

高校教育課長：特色選抜については、どういった方法で選抜を行うかということ各学校が資料を作成し、ホームページで公表している。さらにそれぞれの中学校が開催する高校説明会に高校の校長などが出向き、保護者や生徒に対し選抜方法等の説明も行っている。2点目の特色選抜の定員枠については、募集定員の5%から50%の範囲で、各学校の特色や学科の特性に応じ設定するものである。3点目の連携型中高一貫教育における入学者選抜の募集定員枠に係る協議については、学校と本庁において連携型中学校からの募集定員枠の範囲を協議するものである。

大村委員：連携型中高一貫教育を実施することとした背景を教えてください。

高校教育課長：地元の中学校と高校が連携し、中学校と高校の6年間を通して生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を図るものである。実際には連携している中学校の教員が高校で授業をしたり、また逆に高校の教員が中学校に出向き授業をするなど、6年間を通じた授業ができるよう展開している。

大村委員：今後、連携する中学校を増やすという考えはあるか。

教育次長：県立学校改革計画を進めていく中で、連携する中学校が変わる場合もあることから、合わせて検討していく。

大村委員：連携する中学校を選定する基準などは設けているか。

教育次長：中高一貫教育を始めることとしたのはだいぶ前になるが、高校入試には、当時中学校と高校の6年間を連携した教育に繋げることができないといった課題があった。そのため、連携型中高一貫教育校も入試は設けるものの、試験内容については連携して実施している教育内容について課している。これらのことから地域の中学校と高校が密接した教育を実施できるよう取り組んでいるところである。

浅川委員：県立中学校の入学選抜は試験日が1日しか設けられていないが、体調不良等で試験を受けられなかった生徒は編入などで入学することは可能なのか。また、特色選抜について、各学校における志願してほしい生徒像を学校説明会等で説明していると思うが、他の学区の生徒もそれを知ることができるのか。

義務教育課長：県立中学校の入学選抜については、これまでも新型コロナウイルス感染症に限らず、インフルエンザに感染し受験できないという事例もあった。その場合も別な日を設定することはせず、学区にある中学校に入学いただいていた。編入等は実施していない。併設型中高一貫教育校への入学を希望する場合は、3年後の高校進学の際に試験を受けていただくようにしている。

浅川委員：市町村立中学校に進学したが、県立中学校に進学したいため試験を受け直すということもできないということか。

義務教育課長：義務教育であるため、受け直すということはいできない。

高校教育課長：志願してほしい生徒像については、説明会などで中学生や保護者に説明をしている。また学区外の生徒に対しても、県のHPにおいて志願してほしい生徒像を公開

<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>し、周知を図っている。体験入学も学区外の生徒が参加することが可能であることから、その際にも説明を行っている。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、令和3年8月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(9) 議案審議 議案第4号</p>	<p>令和3年度9月補正予算案（教育委員会関係部分）について（議案第4号）、財務課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第5号</p>	<p>福島県市町村公立学校長の懲戒処分について（議案第5号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第6号</p>	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第6号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第7号</p>	<p>午後3時20分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後3時30分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p> <p>令和3年度教育・文化関係表彰について（議案第7号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第8号</p>	<p>教育職員免許状の取上げについて（議案第8号）、義務教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>

議案第9号	令和4年度福島県公立学校実習助手採用予定者数及び令和4年度福島県公立学校寄宿舎指導員採用予定者数について（議案第9号）、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(10) 報告審議 報告第1号	訓告処分等について（報告第1号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
(11) 次回の日程	次回の定例会について、教育総務課長から令和3年10月15日（金）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(12) 閉会	午後3時52分、教育長から閉会が告げられた。